

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年新潟県条例第65号）第11条の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和4年2月25日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設

新潟県立加茂病院（以下「加茂病院」という。）

イ 対象業務

- (ア) 加茂病院における診療に関する業務
- (イ) 利用料金の收受、手数料の徴収に関する業務
- (ウ) 加茂病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (エ) その他、指定管理者に行わせることが適当な業務として病院局長が定める業務

(2) 指定の期間

業務開始日は令和5年度後半を予定している県央基幹病院の開院に伴う医療再編の時期を基本とし、具体的な期日については、再編の状況等を踏まえ、別途県と協議し、決定する。

また、指定期間は、業務開始日から開始日の属する年度の末日までの期間に10年を加えた期間とする。

なお、指定管理者は、業務開始日前日までの間、県と締結する病院運営移行準備に係る協定に基づき、指定管理予定者として加茂病院の運営移行に向けた準備を行うものとする。

2 申請の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）に就任していないこと。
- (3) 知事、副知事並びに法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）
- (4) 県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 県税等を滞納していないこと。
- (7) 経営状況が健全であること。
- (8) 指定管理者になろうとする法人及びその役員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

- (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県病院局経営企画課企画班
電話番号 025-280-5553
- (2) 募集要項の交付方法
前記3(1)で交付する。また、新潟県ホームページからも入手可能である。

(3) 申請書類の提出期限

令和4年2月25日（金）から令和4年4月22日（金）まで

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に違反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他、詳細は募集要項による。